○外務省告示第五百十六号

タイ王国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を平成二十一年九月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十二月二十四日にタイ王国について効力を生ずる。

（平成二十一年九月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年十一月四日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百六十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十一年八月二十一日に次のように同項に規定する在宅就業支援団体を登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人こうよう会	神奈川県横浜市港南区港南六丁目四番二十六号	石塚正太郎	神奈川県横浜市泉区中田北一丁目八番五号

○外務省告示第五百十七号

リベリア共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十一年九月十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十二月十一日にリベリア共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年九月十一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年十一月四日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百六十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

在宅就業支援団体の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪府大阪市平野区喜連西四丁目七番十九号	大阪府大阪市平野区喜連西六丁目二番五十五号	平成二十一年四月一日
	大阪府大阪市北区中津一丁目四番十		

○厚生労働省告示第四百七十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人恵佼会	森下　恵照	森下　俶枝	平成十九年四月十日

○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町粥見字日名谷五五三六の一から五五三六の三まで、五五三七の一から五五三七の五まで、字黒岩五五四二、字脇放五五四三の一、五五四九の一、五五五〇から五五五二まで、字東又五七一二の二、字西又五七一三の八、五七一三の九、五七一三の一三、五七一三の一七、字舟ケ谷五七一五の二から五七一五の四まで、字日名谷五五三五・五五三八の一・字黒岩五五三九・字脇放五五四七の一・字東又五七一二の一・五七一二の三・五七一二の四・字西又五七一三の二・五七一三の一〇・五七一三の一五・字舟ケ谷五七一五の一・五七一五の五（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東又五七一二の四・字西又五七一三の二・字舟ケ谷五七一五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小阪字相ケ谷一二八四の二、一二八四の四、一二八五から一二八七まで、一二八七の一から一二八七の三まで、一二九〇から一二九三まで、一二九五から一三〇〇まで、神川町長原字花峪一〇九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町平谷字甫葉山ノ内萩ノタハ八四四、八四四の一、八四四の二、育生町大井字奥窟五三一から五三四まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町野口字大平五四一の一（次の図に示す部分に限る。）、五四一の二、字柿木峪五四七、五五四、五五七